

第 113 号議案

平成 28 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度豊後大野市農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 225, 768 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。

平成 28 年 12 月 2 日提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		105,451	646	106,097
	2 基金繰入金	1,000	646	1,646
8 市債		44,300	△700	43,600
	1 市債	44,300	△700	43,600
歳入合計		225,822	△54	225,768

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,789	△54	23,735
	1 総務管理費	23,789	△54	23,735
歳出合計		225,822	△54	225,768

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
維 持 管 理 委 託 業 務	平 成 29 年 度	40,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	44,300	証書借入	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	43,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ